

議案第89号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年板橋区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年板橋区規則第12号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年板橋区教育委員会規則第5号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第5項の規定による第1号子育て部分休暇」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、「とする。」の次に「なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。」を加え、同条第3項中「又は子育て部分休暇」を「又は第1号子育て部分休暇」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の2第2項を次のように改める。

2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

第15条の4各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇の取得形態の拡充に伴い、部分休業との調整規定を改める必要がある。